

令和2年3月24日（火曜日）

町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

## 町営住宅使用料等調査特別委員会会議録

令和2年3月24日（火曜日）

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	高橋兼次君	
副委員長	今野雄紀君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	村岡賢一君
	星喜美男君	菅原辰雄君
	山内孝樹君	後藤清喜君
	山内昇一君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

建設課長	三浦孝君
建設課技術主幹 兼公営住宅管理係長	石田秀一君

事務局職員出席者

事務局長	三浦浩
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	小野寛和

午前11時08分 開会

○委員長（高橋兼次君） おそろいですので、ただいまより町営住宅使用料等調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより町営住宅使用料等調査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

引き続きとなります、大変ご苦労さんでございます。

本日の特別委員会の事件等は、あらかじめお示しのとおりでございますので、よろしくご審議方お願いしたいと思います。

本特別委員会におきましては、平成29年12月8日の開催以降、災害公営住宅において適正な使用料等の請求体制が整ったとの報告を受けたことから、経過を見守り、必要に応じて開催することにしておりました。これまで、毎年度の決算審査等で納付・滞納状況等を注視しながら、本特別委員会を開催せず現在に至るわけでございますが、特に大きな問題等もなく3年を経過しておりますので、現時点での状況を改めて確認をしまして、本特別委員会の調査を終了したいと考えておりますことから開催するものでございます。

まず、本日の会議の進め方ですが、初めに担当課から説明をいただいた後、各委員より質疑を受け、説明員に退席いただいた後、今後の委員会の方針についてご意見を伺いたいと思います。このように取り進めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速会議に入ります。

町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案についてを議題といたします。

担当課長による説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

平成29年に発覚しましたこの件につきましては、議員皆様方に大変なご心配をおかけいたしまして、大変申しわけありませんでした。改めておわびを申し上げたいと思います。

本日は、資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと考えてございます。29年度ということで、もしかすると議員改選前の事件でございまして、詳細についてご存じない方もいらっしゃると思っていまして、当時、9月に作成しました報告書を添付させていただいてございます。

今回の事件に関しましては、ひとえに担当する職員の知見の不足といいますか、そういうことが主な原因だというふうに考えてございます。条例等で手続等についてはしっかりと決まっているわけでございますけれども、長年、伝言ゲームではありませんけれども、引き継ぎの中で基本的なことをしっかりと引き継いでこなかったということで、それぞれその状況に応じて、あるときは急ぐ場合もあったと思うんですが、そのときにとった臨時の措置がそのまま引き継ぎされてしまいまして、本来の手続がおろそかになったということが一番の原因ではないかと分析をされてございます。

そこで、24ページに、その状況を踏まえながらもう一度しっかりと執行体制を見直そうということで、再発防止策を設けさせていただいてございます。

それに伴って、現在事務を執行しているわけでございますが、ご存じのように、宮城県の住宅供給公社と委託契約を結んでございます。それまでは不定期に行ってございましたけれども、それ以後、毎月1度、必ず定期的に状況、情報の共有を図るということで打ち合わせをしながら、違いがないようにということで今努めさせていただいてございます。

それから、家賃の決定する根拠でございますけれども、条例上、議会でも申し上げましたけれども、それぞれ国で決まっている数値については動かせないんですが、1点だけ動かせる数字が利便性係数の算定というものがございます。これは、それぞれの条件に従って算定するわけでございますけれども、これについては毎年決定をし、それを告示するということが決められていますが、震災以降それがされていなかったということがありまして、改めて算定方法を決定し、毎年度それぞれ家賃を決定する前に公告をして皆様にお知らせをしているという状況でございます。

本日は、2つ目の書類の中に、それぞれ住宅の利便性係数ともう一つ近傍同種家賃の算定、近傍同種家賃、これは30ページくらいあるものですから、代表的な最初の1ページ分だけしか添付していませんが、部屋ごとにこのように毎年計算をしてそれぞれお示しをしてございます。今2年度分を添付してございますが、よく見ると、1年違うとそれぞれ値段が安くなっていることがわかるかと思います。いずれこの安くなった分ずつ徴収する家賃もそれぞれまた安価になっているという状況でございます。

今回、再発防止ということで報告書に載っているとおり、いろいろな事例が発生するたびに、係員それぞれ集まりまして、その対策をどうするか、決まったことは必ず文書にして残して、以後同じような取り扱いをするということでマニュアル化をしてそれぞれ対応しているという状況でございまして、担当が違っても取り扱いについては変わらないということで今後と

も努めていきたいというふうに考えております。

簡単ではございますが、以上で報告とさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高橋兼次君）　ただいま担当課長の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。これまでの説明に対し、聞きたいことがあれば伺っていただきたいと思います。質疑ありませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員　それでは、20ページ、不適正事務の拡大要因と影響ということがございます。この事案は、ここにご出席の委員の方々で、いなかった29年度に発生して、先ほどの課長の説明の中でもありましたとおりいなかった方もいらっしゃるかと思われますので、ここの中にやはり前回の特別委員会と同じような職員体制といいますか、そういう過ちを起こし得るような温床ということが①であります。必要な事務の省略、担当者の裁量による条例規則に基づかない対応があったものと想定されるということで、非常にこの辺が大事なことであると思うんですね、条例規則に基づかない対応ということで。やはり職員となってくれば、先輩の人たちに聞いて、そして事務をしていくわけですけれども、この初歩的なミスが大きなミスになっていくと思うんです、ここに書かれたとおりに。そして、それが最後のほうに公務員倫理の欠如ということが推測されるとありますけれども、初歩的なミスということがこれほど大きなミスにつながっていくという中で、今度課長かわられるわけなんですけれども、その辺住宅公社にこういうことが起きないように毎月徹底して、ここに、お互いに情報共有をしていくためにも月1回ずつこういう会議をやっていくということは前向きでごくいいことです。

ただ、またこれを言うと随分こだわっているなと思われるかもしれないですけれども、住宅公社に任せている、1つは判断基準となる入居の申し込み、それは今どちらでやっているのか、その辺、まず1点お伺いします。

それから、事務の引き継ぎ、再発防止を防ぐために事務の引き継ぎ、必ず引き継ぎには課長が決裁しているわけですけれども、引き継ぎをやるわけなんですけれども、そのときの判こ、それらは押していると思われるんですけれども、この事案が発生したときは、震災後のごたごたでということはわかります。そうした中で、それは適正に行われていたのか。要するに、悪い言葉で言えばめくら判というようなこともうかがわれるんですけれども、そういうところがきちんとなされていたのか。

○委員長（高橋兼次君）　及川委員、もう少し質問を絞り込んで、簡明にお願いしたいと思いま

す。

○及川幸子委員 はい。

その点の指導はどうだったのか、その辺もってお伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって入居の申し込みでございますけれども、申込用紙は役場にございますし、それから公社にもございます。最終的な申し込みについては公社のほうで行うという状況でございますので、公社のほうに郵送または持参をして届けていただければと思います。

それから引き継ぎでございますけれども、ざくばらんに申し上げますと、合併前からの課題といいますかその部分だと思っています。多分、皆さんもご存じの方はいらっしゃると思うんですが、住宅に入居するときは前もって、何ヵ月も前から入居するということでなくて、突然ある事案が発生をして急遽入居しなければならないという事案がほとんどだったと思います。そういう中で、確かに手続きをまともにしていくとやっぱり二、三ヵ月はかかります。そういう中で、いつしか緊急にとるべき手段を常態化したといいますか、そういう状況がありますので、それを引き継いだということが一つだと思います。悪い言葉で言えば前例踏襲をしてきた。ただ、そこに基本となることまでしっかりとやれたかというとそこが多分やっていないと思うんですね。これは多分ほかの部署もそうかと思うんですが、年間スケジュールは引き継ぎしますが、一個一個、何でこれがこうなるという話までは限られた時間の中でそこまでは引き継ぎは多分できていないんだろうと。ただ、その後同じ庁舎内にいれば後で聞き直したりなどということはできるんですが、議員ご存じのように、住宅の担当者、ほとんど異動をしてございません。志津川町も歌津町も長年1人の方がずっとやっているという状態で、結構知っている方がごくわずかでございます。多分今南三陸町においても住宅の経験者は二、三人しかいないはずです。2人くらいしか多分いないと思います。そういう状況の中でやっているので、起こるべきして起こったんだろうと。公社についても、もう一度基本からしっかりと制度的なものをうちの職員が身につくまでやはり一定の時間は必要だろうなということで、こだわるわけではございませんけれども、一定程度必要だなと思ってございます。

それと、今我々2人技術者でございます。この報告書にあるとおり、住宅担当は事務職じゃないとだめだとうたっているんですが、実はまだ2人とも事務職じゃない者が住宅の担当をしています。我々は物をつくることが専門であって、人と家賃を管理するのは実は未経験者

でございます。そういうところが折り重なってやっているものですから、それで報告書にあるとおり、しっかりと一個一個事案が発生をしたら係内、課内でしっかりと検討して、決まったことについては文書に残してマニュアル化はしていくという作業をいまだに続けているという状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。及川委員。

○及川幸子委員 そうすると、基本的には受付は住宅公社ということの考えでよろしいですね。

入居の申し込み。では、その後の申し込みした後の判断というか決定通知も公社で出すのか、役場のほうにその書類が回ってきて判断をして、決定書は、当然町で決定しなければならないことですからやっているのか、その辺お伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 意思決定は町のほうで行います。あくまでも住宅供給公社については作業を委託してございますので、全てにおいて決定権は町で握っているという状況でございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何点か質問したいと思います。

今回の事案発生時には私も議員ではなかったので、詳しい町とのやりとり、議員とのやりとりは知らないんですが、単純な考え方として、今後役場の中で職員の人数削減が入ってきた場合に、先ほどの課長の説明ですと、住宅に関しては2人の職員が専門にやっていると、そういった説明でした。今現在、やっぱり課があって職員があると思うんですけども、課の職員というのは、建設課、いっぱいいろんな事業をやっていますので、課の中に何人ぐらいこの対応をする職員がいるのか、その辺最初に教えてください。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） きょう現在、建設課の職員が約40名おります。ほとんどが技術職でございまして、住宅については係長1名、担当が0.5人、派遣職員が1名という内容でございます。

○委員長（高橋兼次君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 先ほど、今後こういった問題が起こらないための対策として、今ここに点線枠で示されていますが、このとおりやっていけば多分問題は起こらないと思うんですけども、今年度、企画課とか管財とかで起こった事件というのは、人数がしっかりといて、企画も人数がしっかりといて、課長以下係長しっかりとそろっていてもああいった問題が発生します。そし

て今度、課長も建設課は退職になるような形ですが、若い人が入ってきたときに、若い人たちの育成とか指導はやっぱりこれまでいた上司たちがしっかり指導していかないと。しかしながら、ミスというのは人間誰しも起こることなので、そのミスを事前に上司が発見するような体制は、幾ら決裁決裁と3人、4人で決裁といつてもその辺の見落としがあると思うので、そういういた細かい部分の問題発生時の発生をとめるための方策として、まだ全部読んでいないんですが、何が今この問題に関しては必要なのか。そして人数が減る今後を考えていった場合に何が一番大切なか、その辺だけ最後にお聞かせください。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回何でこれが発覚したかというと、すごく単純な問題で、多分通常であればこの問題は見えてこない部分だと思います。たまたま一度に新しい住宅が完成して、短期間に入居させなければならぬという事態が発生して初めて表に出てくる問題なんです。建物ができたからすぐ入居できるわけではなくて、まずもって近傍同種家賃を決めなければならないんですけども、これはちょっと、建物にかかった経費を、いろんな計算がありまして、やっていって初めて出るので、これだけで1カ月以上かかるわけで、そうすると、最初から建物ができて、大体引き渡しを受けて3カ月後くらいに入居開始できるなということがわかっていればまずもって問題は解決できたんだろうと。ところが、2つの課にまたがって仕事をしているので、その辺のやる人たちも新しく物を建てて入居を開始するかわからなかつたんですね、そういう建てるほうでは。私ら建物を引き受けるわけですが、それと一緒に計算書がついてくれば問題ないですがついてこなくて、だけどもこっちはこつちでスケジュールを決めてしまっているので、とりあえず入れなければならぬという状態だったと思うんですね。そこに一つの問題があったんだろうと。しっかりやはり新しい事業をやる場合は、どうやって進めるか、そこは関係する関係者が集まってしっかりスケジュール管理なり工程管理をしていかなければならぬというふうに考えていますし、それともう1点は、再発防止ということであれば、先ほど公社とは1カ月に1回と言っていますけれども、やはり係内のミーティングといいますか、民間であればどこでももしかするとやっていることかもしれません、やはり多分それしかないんだろうと。今週の目標なりきょうの目標なり、そこまで突き詰めてやれば、あれ、そういえばこの仕事遅れてますよねというやつ多分気づきがあると思うんですね。そういうきめ細かな対応が必要なんだろうと。

今、漁港のほう大変ごたごたしていますけれども、今1週間に1度係内ミーティングをして、問題が何があるかどうかチェックしながら進めているということが建設課内の他の係でも同

じことをしていかないと、いずれ小さなことが大きな問題に発展するんだろうなと思ってございます。なので、建設課とすれば係内ミーティングをしっかりとやっていくということがそういう不祥事防止につながるというふうに考えてございます。

それから職員でございますけれども、29ページ、最後のほうに実は登米市の例が、29ページだと思いましたけれども、登米市の状況ということで載せてございます。登米市、当時880戸、ほぼほぼ災害公営住宅と既存の住宅を合わせますと南三陸町も約880戸を管理をしてございます。登米市は一つの課としてやっていて、10名の職員で対応しているんだけれども、それでも足りないので営繕関係の課から臨時に手伝いをもらってやっているということが書かれてございます。その後登米市でも、実は職員の数を減らさなければならないということで公社のほうに委託をしたはずだと思いますけれども、当時検討しているというお話をしたので、多分されたと思います。

先ほど、今2.5と言いましたけれども、いずれ町の職員とすれば新年度2名でございます。多分ほかの課も令和3年度派遣職員がほぼゼロになりますので、そうするとプロパーだけで他の業務もしなければならないということで想定されていますけれども、そういう中で、住宅に7名、8名という職員を配置できるかというとかなり難しいんだろうなと思っています。

でき得れば、住宅は本当は町民税務課、あとは保健福祉課、さまざまな知識がある人間が多分いたほうがいいんだろうと思っていまして、多分ここは個別問題に関しては課の域を越えた形で、ワンチームと前言いましたけれども、まさにそういう体制をとっていかないと、個別に縦割りでやっていったのではとてもじゃないですけれども対応し切れない事案が多分いっぱい出てくると思います。いずれ少ない職員で数多くの業務をこなすとなれば、これまでの縦割りを廃止して、できれば月に1回保健福祉と相談しなければならないこともございますし、町民税務課とも相談しなければならない事案がありますので、そういう体制をとっていくべきだというふうに考えてございます。

○委員長（高橋兼次君） 千葉委員。

○千葉伸孝委員 こういった優秀な課長がいなくなることによって、建設課大変だと思いますけれども、今の部分をしっかりと次に引き継ぐ、これもやっぱり課長の役目だと思いますので、その辺よろしくお願ひします。

あと、課長が言いましたワンチーム、保健福祉課、町民税務課、それが一体となってやる、その辺もチェックの三重チェックにつながるのかなと思います。

あと、一つだけ指摘しておきたいのは、企画課の中で問題が発生しました。そのときに、1件目の事案が発生したときに、課内の誰かがこれおかしいんじゃないかと指摘したという経緯があって、そのときに発生すれば職員の戒告とかそういった責任問題まで行かなかつたと。ですから、一番最初に何か起つたときに、そこで適切な判断を下して職員の指導をする、そうすれば大きい問題には発展しないと思います。しかし今回の住宅問題に関しては、震災復興の途上の中で災害公営住宅が早期にたくさんできて、その中で建設とまちづくりのための建設とで、建設課は多忙を極めた中での問題なので、この辺は被災自治体として起こるべきして起つた事件なのかなと私は感じています。だから、これを教訓に、問題があつた場合には早期の解決、その辺を肝に銘じて職員には引き継ぎ、引き継ぎがしっかりしていなかつたということなので、民間も行政も同じですので、その辺の二重、三重のチェック、二重、三重の指導、過剰なまでの指導で問題が起つらなかつたらいいんですけども、指摘が少ないことによって問題が発生したら大問題になる。ですから、指摘は多くしたほうが私はいいと思いますので、引き継ぎの中でその辺の指導、あと、ちょっとしたそういったミスの芽を摘む、この辺も課長職、係長職の責務だと思いますので、その辺しっかりしていただければ問題発生にはつながらないと私は思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、以上で町営住宅入居者への住宅使用料等未請求事案についての質疑を終わります。

ここで、担当課の説明員についてはご退席をお願いいたします。大変ご苦労さんでございました。

これまでの調査とただいまの説明によりますと、当該事案に係る町営住宅使用料等については適正な請求がなされ、納付・滞納状況等はほぼこれまでの町営住宅と同様のようでありまして、特別委員会が設置された目的は果たされたものと思いますので、今後の本特別委員会の必要性について、委員皆様のご意見を伺います。いかがでしょうか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 今委員長お話しになつたとおり、未請求事案の経緯、それから解決に向けた調査を行うということでしたので、それはもう適正な請求は行われているということですのと、特別委員会は廃止というのが妥当かと思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 調査目的を果たしたというご意見のようござりますので、改めてお諮りいたします。町営住宅使用料等調査特別委員会を廃止することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。それでは、廃止の手続を進めてまいりたいと思います。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、以上で町営住宅使用料等調査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さんでございました。また、ご協力ありがとうございました。

午前11時36分 閉会